官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（**文部科学**一〇八）　一
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（**同**一〇九）　四
〔**その他告示**〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二九九）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三〇〇）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（**同**三〇一）　一三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三〇二）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三〇三）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（**同**三〇四）　一四
○航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について（**国土交通**一〇三五）　一七
○航空交通管制部組織規則第一条第三項の規定に基づく管轄区域を指定する件（**同**一〇三六）
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会職員共済組合（定款の一部変更・令和七年度決算）、独立行政法人国立病院機構令和七年度（第二十二期事業年度）財務諸表、企業年金基金変更、全国社会保険労務士会連合会令和七年度の決算、損害保険契約者保護機構令和七事業年度決算関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　六六

法規的告示

○文部科学省告示第百八号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月六日

文部科学大臣　松本　洋平